

navigation**木造住宅の耐震改修費用補助**

建設課 建築・住宅係 ☎0978-62-1811

市内にある一戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修工事(地震に強い建物に補強する工事)を行う際、必要な費用の一部が補助されます。

【対象となる住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された、2階建以下の在来工法または伝統的工法による木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものうち店舗等の部分の床面積が、全体の2分の1未満のものを含む)

【補助金額】

▶耐震診断……補助対象住宅の診断に要する費用の3分の2以内の額(上限3万円)

▶耐震改修工事…補助対象住宅の耐震改修工事等(耐震補強設計および工事監理費を含む)に要する費用の3分の2以内の額(上限80万円)

【募集戸数】 各2戸※先着順**【募集期限】**

▶耐震診断……平成28年1月8日(金)まで

▶耐震改修工事…12月18日(金)まで

※他にも補助対象となる住宅の要件等がありますので、詳細については診断・工事の開始前にお問い合わせください。

navigation**建築物のアスベスト分析補助**

建設課 建築・住宅係 ☎0978-62-1811

市内にある民間の建築物で、吹付け建材のアスベスト含有調査を行う際、必要な費用の全部または一部が補助されます。

【対象となる建築物】

市内の民間の建築物で、吹付けアスベストが施工されている可能性があるもの

【補助の対象者】

本補助事業をアスベストに関する専門分析機関に委託し、かつ、次のいずれかに該当する者

①建築物の所有者

②建築物の管理者

③その他、市長が適当と認める場合

【補助限度額】 1棟あたり25万円**【募集件数】** 1件**【募集期限】** 平成28年1月8日(金)

※申請書の様式等、詳細はお問い合わせください。

navigation**高齢者・子育て世帯の住宅リフォーム補助**

建設課 建築・住宅係 ☎0978-62-1811

高齢者の暮らしの安全確保や子育て世帯の住環境の向上を目的としたリフォームに対し、必要な費用の一部が補助されます。

高齢者バリアフリー型**【対象世帯】**

●65歳以上の高齢者がいる世帯で世帯員全員の平成26年の所得総額が350万円未満の世帯(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の所得は、公的年金等を除く)であること

●市税の滞納がないこと

【対象住宅】 市内にある高齢者世帯が居住する住宅**【対象となるリフォーム】**

市内の業者が施工を行う高齢者用の寝室の増築および内装改修工事、バリアフリー改修工事等(30万円未満の工事および離れ等の付属棟は補助対象外)

子育て支援型**【対象世帯】**

●18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯員全員の平成26年の所得総額が600万円未満であること

●市税の滞納がないこと

【対象住宅】 市内にある子育て世帯が居住する住宅**【対象となるリフォーム】**

市内の業者が施工を行う子ども部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事等(30万円未満の工事および離れ等の付属棟は補助対象外)

共通事項**【補助金額】** 補助対象工事費の20%(限度額30万円)**【募集件数】** 各1件 ※先着順**【募集期間】** 6月15日(月)～9月30日(水)

※他にも補助対象となる住宅の要件等がありますので、詳細については工事開始前にお問い合わせください。

**navigation****重度心身障害者医療費受給資格の更新時期が近づいています**

福祉推進課 障害福祉係 ☎0977-75-2405(内線165)

更新対象者には手続きのご案内を郵送しております。更新される方は必要書類をお持ちのうえ、提出期限までにお手続きください。

【必要書類】

- ①重度心身障害者医療費受給資格更新申請書
- ②健康保険証の写し
- ③現在お持ちの重度心身障害者医療費受給者証(緑色)
- ④身体障害者手帳・精神手帳・療育手帳のいずれか

【提出場所】 お近くの庁舎の福祉担当窓口**【提出期限】** 7月31日(金)まで**navigation****介護保険負担限度額認定の更新申請の受付が始まります**

市民課 介護保険係 ☎0978-62-1806

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・療養型病棟に入所している人や、ショートステイを利用している人で、食費と居住費の減額認定を受けている人は認定証の有効期限が7月末までです。8月以降も継続してこれらのサービスの減額認定を希望する場合は、更新の手続きを行ってください。

【受付期間】 6月1日(月)～7月31日(金)**【給付要件】**

下記のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合

【用意する物】

預貯金の確認のため、平成26年1月から、直近の預貯金残高が確認できる通帳(複数ある場合はすべて、配偶者もすべて)の写しを用意し、下記の窓口で申請書にご記入ください。

【提出場所】 お近くの庁舎の介護保険担当窓口**navigation****景観計画・城下町地区 地区計画に関する届出について**

政策推進課 都市計画係 ☎0978-62-1804

【景観計画に基づく届出】

良好な景観を守り育てるため、「杵築市景観計画」を定め、市内全域を景観区域として指定しています。

景観法に基づき一定の規模を超える建築物の建築や工作物の建設、その他木竹の伐採等を行おうとする場合は、着手する30日前までに届け出が必要です。

【城下町地区 地区計画における届出】

杵築城下町にふさわしい町並み景観を再生し、親しみと愛着の持てる町並みづくりを図るため、城下町地区(天満区、仲町区、谷町区、南台東区、中央区の一部、札ノ辻区の一部、西新町区の一部、西上区の一部、北台区の一部、古野区の一部、弓町区の一部、南台西区の一部、杉山区の一部)には地区計画が定められています。

都市計画法に基づき土地の区画形質の変更、建築物の建築、その他政令に定める行為を行おうとする場合は、着手する30日前までに届け出が必要です。

また、杵築市条例に基づき、建築物等の建築・外観の変更・屋外広告物の設置・隠ぺい又は補修を行おうとする場合は、事前に届け出が必要です。

navigation**杵築市立幼稚園臨時職員募集**

教育総務課 ☎0977-75-2410

【募集人数】 1名**【業務内容】** 4歳・5歳児の幼児教育**【勤務場所】** 市立幼稚園**【任用期間】** 7月1日～12月31日(更新あり)**【勤務条件】**

報酬日額…7,500円

勤務時間…月曜日から金曜日の8時20分～16時50分
休日…土・日曜日、祝日(行事等で出勤の場合あり)

その他…通勤手当の支給、年次有給休暇、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

【必要資格】 幼稚園教諭免許状

※地方公務員法第16条に該当する人は応募できません。

【申込方法】

市販の履歴書と幼稚園教諭免許状の写しを杵築市教育委員会 教育総務課総務係(〒879-1307 杵築市山香町大字野原1010番地2)宛に郵送または持参してください。

【申込期限】 6月19日(金)必着